

# 議会運営委員会会議録

令和6年11月21日（木）

（開 会） 10：00

（閉 会） 11：23

## 案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について
- 4 請願第8号 市民と議員の定期的な意見交換会を求める請願

## 【 内 容 】

- 1 議案及び報告の説明・質疑
- 2 議案の付託委員会について
- 3 会期及び会議予定について
- 4 質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の提出締切日について
  - (1) 一般質問通告締切日 11月22日（金）午後5時
  - (2) 議案に対する質疑通告締切日 12月2日（月）午後5時
  - (3) 意見書案・請願提出締切日 12月2日（月）午後5時
- 5 陳情の取り扱いについて
  - (1) 陳情第16号 臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情
  - (2) 陳情第17号 焼却場建設に関する住民説明会開催に関する陳情
- 6 議会基本条例について

---

## ○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

令和6年第4回定例会の提出議案について、説明に先んじて、執行部より発言したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

## ○教育部長

令和6年第4回市議会定例会に、学校教育課から提出しております議案第110号及び111号、「財産の取得（小学校教師用指導書）（追認）」についてご説明いたします。

まず、当該議案を提出するに至った経緯についてご説明いたします。他自治体において、小学校教師用指導書の購入に際し、議決を経ないまま購入した不適切な事務処理が行われた事例を受け、本市でも同様の事例について調査を行ったところ、地方自治法第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に違反し、予定価格2千万円以上の財産の取得について、議会の議決を経ないまま契約し購入した不適切な事務処理が判明いたしました。

不適切な事務処理の原因につきましては、法律及び条例の認識及び理解の不足と前例を踏襲し、関連法律及び条例等の確認を行わないまま、事務処理を行ったことが原因でございます。当該議案2件は、教師用指導書の購入に係る契約を遡って有効なものとするため、改めて市議会の議決をいただきたく、追認議案として提出しているものでございます。

法律及び市条例の規定に違反し、市議会の議決のないまま、不適切な事務処理を行いました

ことについて、深く陳謝申し上げます。

今後、同様のことが二度とないよう法令の遵守及び事務処理のチェック機能の強化に万全を期することといたします。誠に申し訳ございませんでした。

○委員長

令和6年第4回定例会の提出議案及び報告について、説明を求めます。

○総務課長

予算関係の議案から、ご説明いたします。

議案番号が前後しますが、議案第115号の専決処分の承認「令和6年度飯塚市一般会計補正予算（第4号）」及び議案第116号の専決処分の承認「令和6年度飯塚市一般会計補正予算（第5号）」の2件の専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

「議案第115号 令和6年10月1日専決」と記載しております「令和6年度補正予算資料」をお願いいたします。

3ページを御覧ください。表の下に記載しておりますように、令和6年8月台風10号災害にかかる災害復旧等に要する経費を補正するもので、歳入歳出予算の総額に7072万1千円を追加して835億5675万5千円にするものでございます。

4ページ以降に、補正予算の概要等について記載いたしております。内容の説明は省略させていただきます。

続きまして、「議案第116号 令和6年10月9日専決」と記載しております「令和6年度補正予算資料」をお願いいたします。

3ページを御覧ください。表の下に記載しておりますように、10月9日衆議院解散に伴う10月27日執行の衆議院議員選挙の関連経費を補正するもので、歳入歳出予算の総額に5383万8千円を追加して836億1059万3千円にするものでございます。

4ページ以降に、補正予算の概要等について記載いたしております。内容の説明は省略させていただきます。

続きまして、議案番号が戻りますが、「議案第93号 令和6年度飯塚市一般会計補正予算（第6号）」から「議案第104号 令和6年度飯塚市病院事業会計補正予算（第1号）」につきましては、「令和6年度補正予算資料」をお願いいたします。

3ページを御覧ください。表の下に記載しておりますように、前期の実績に基づいた経費の見直しと、今後見込まれる所要額を補正するものでございます。

一般会計は、歳入歳出予算の総額に3億9635万4千円を追加して、840億694万7千円にしようとするものでございます。また、9つの特別会計のうち今回補正する7つの会計で、合計25億1042万5千円を増額する補正をするものでございます。

企業会計では、合計1億3335万円を減額する補正をするものでございます。合計で27億7342万9千円を増額するものでございます。

4ページ以降に補正予算の概要等について、記載いたしております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

続きまして、予算関係以外の議案について、「議案概要」で、説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。「議案第105号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」につきましては、刑法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関係規定を整備するものでございます。

「議案第106号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例並びに飯塚市税条例の一部を改正する条例」につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の公布に伴い、関係規定を整備するものでございます。

「議案第107号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」につきましては、  
 穎田子育て支援センターの移転に伴い、関係規定を整備するものでございます。

2ページをお願いいたします。「議案第108号」及び「第109号」の2件の「契約の締結」  
 につきましては、コミュニティセンターの大規模改修工事の契約を締結するものでござい  
 ます。

受注者、契約金額はそれぞれ、「第108号」の（受変電設備）工事が「雄電社・西日本電  
 波特定建設工事共同企業体」、2億1758万円、「第109号」の（空調設備・その1）工  
 事が「筑豊冷機・内山空調特定建設工事共同企業体」、4億1250万円でございます。

「議案第110号」及び「第111号」の2件の「財産の取得」につきましては、小学校教  
 師用指導書を市立小学校に配備するものでございます。契約の相手方、取得価格はそれぞれ、  
 「第110号」が「株式会社 元野木書店」、3470万6430円、「第111号」が「太  
 田書店」、2524万1040円でございます。

3ページをお願いいたします。「議案第112号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴  
 う和解（市道上の車両損傷事故）」につきましては、柏の森地内の市道で発生した車両損傷事  
 故についてでございます。この交通事故につきましては、損害賠償額が確定し相手方に52万  
 2099円を支払う旨の協議が整いましたので、和解を行うものでございます。

「議案第113号 訴えの提起」につきましては、旧穎田武道館敷に存在する抵当権につい  
 て、抵当権者の相続人に対して消滅時効による抵当権設定登記の抹消を求める訴訟を提起す  
 るものでございます。

「議案第114号 市道路線の認定」につきましては、寄附採納に伴い1路線を認定するも  
 のでございます。

「議案第117号」の「専決処分の承認」につきましては、地方自治法第179条第1項の  
 規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

「議案第117号 飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」  
 につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備  
 等及び経過措置に関する政令の公布に伴い、関係規定を整備するものでございます。

以上で、議案の説明を終わります。

最後に、報告について、引き続き「議案概要」で、説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。「報告第17号」から「第20号」までの4件の報告でござ  
 いますが、「公用車による物損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」、  
 「市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」、「建物損壊  
 事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」、「支払督促申立てに対する異議  
 申立て（市営住宅使用料請求事件）」の専決処分につきまして、本会議最終日に報告させてい  
 ただきたいと考えております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲  
 内をお願いいたします。質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。今説明がありました「議案第110号 財産の取得（小学校教  
 師用指導書）（追認）」、「議案第111号 財産の取得（小学校教師用指導書）（追認）」  
 2件についてお尋ねをします。

先ほど関連した発言が教育部長からありました。聞きにくいところがあったんですけども、  
 学校教育課提出のというふうに言われましたか。

○教育部長

はい、その旨申しました。

○川上委員

この「議案第110号」と「議案第111号」は市長提出議案のはずです。それを、なぜ教育部長は学校教育課提出というふうに登言したんですか。

○教育部長

大変申し訳ありません。私のほうで担当課のほうから提案があってありましたもので、その旨登言をしてしまいました。委員指摘のとおり、市長からの提案になります。

○川上委員

もう一度確認しますが、学校教育課提出のというふうに登言したんですか。

○教育部長

本議案の原課のほうが学校教育課でございましたので、その旨登言しました。

○川上委員

ここにおられる方は、その登言を全員聞いているわけだけでも、誰も指摘をしなかったわけだけでも、どういう事情ですか。どうしてこれが市長提出ではなくて、学校教育課提出と読んで、誰も訂正しないと、指摘しないと。教育長もおられるわけでしょう。どういうことだったんですか、この指摘がないというのは。

○教育部長

改めて私のほうが、本来、提案自体は市長部局のほうからの提案になりますので、本来そう申すべきところでもございました。ただ、委員ご質問の、なぜ指摘がなかったかということにつきましては、私のほうが多分早口で、そこを話したためというのもあるかと思いません。

○川上委員

今の事態はですね、地方自治法第96条第1項第8号、飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条に違反したと。その要因と共通する弱点が執行部にあるということが浮き彫りになったのではないかと、心配するわけですよ。

それで、教育部長の登言の中で、この地方自治法違反、市条例違反の契約と支出につき、遡って有効とするためということで、この2つの議案提出の目的を説明されましたけれども、これは、それぞれ追認と、議会に追認せよということを求めているようではけれども、この行為、この議案提出は何に基づくものですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:16

再 開 10:23

委員会を再開いたします。

○教育部長

まず初めに、冒頭指摘のほうを受けておりました、私のほうが本件についてご説明するとき、学校教育課から提出しておりますというふうに申しましたことにつきましては、この場で謝罪をさせていただき、学校教育課からの提出ではなく、市長から提案をさせていただいているというふうに訂正し、陳謝いたします。

続きまして、何に基づいてこの追認議案のほうを出しているのか、根拠はということでございますけれども、2千万円以上の支出に伴う契約でございますので、こちらのほうにつきましては、地方自治法第96条、こちらのほうに基づき提案させていただいている次第でございます。

また、追認という部分についてでございますけれども、追認という部分につきましては、直近では令和6年2月の佐賀県武雄市での住民訴訟での最高裁判決において、議会での追認を受

けた契約は遡って有効になるとの判断があつていることから、今回、提案を追認という形でさせていただきます。

○川上委員

この議案提出については、最高の決裁権者は誰ですか。

○教育部長

議案の提出につきましては、市長であるというふうに認識しております。

○川上委員

とすれば、当たり前のことですけれども、これほど議会運営委員会の中で、暫時休憩の時間を取って調べなければ、この追認議案、追認を求める議案を提出した根拠が説明できないというのはおかしいですね。次々に議案上程の決裁の判こを押してきているわけでしょう、学校教育課長から。そして最後は、教育長の経験もある武井市長が判こを押しているわけでしょう。どうして今になってね、議運に暫時休憩を求めてね、話し合つて答弁するということになるわけですか。これについても、今回の事案が発生する集団無責任体制というようなね、最高責任者の市長の無責任というのが、表れているのではないかと思うわけですね。

その点でいうと、教育部長は、2度、謝罪されたわけですね。最初の謝罪は、地方自治法違反、市条例違反のまま契約を行い、成立したとみなして支出まで行ったことについての謝罪を行った。この最高決裁権者は誰ですか、この行為に関する最高決裁権者は。契約及び支出。

○教育部長

契約及び支出に関する責任者は、市長であるというふうに認識しております。

○川上委員

そして、教育部長が議案提出者を誤つて報告したわけでしょう。これについても謝罪があつた。委員長に促されて謝罪した。2度目の謝罪ですよ。謝罪の発言をする人が違うんじゃないんですか。最初の謝罪にしてもね、最初の発言は教育部長がすべき発言ですか。それから謝罪についてもね、提出者を誤つて発言したことについての謝罪についてもね、教育部長が謝罪すべきことなんですか。市長が謝罪すべきでしょう。議運に謝罪するという意味じゃないですよ。議会とそれから市民に対して謝罪するわけでしょう。市長、何か謝罪の発言があなたから出てくると思うけど、どうなんですか。

○委員長

川上委員、取りあえず正しいことですよ。指摘ということで。ここは責任追及の場ではないので、指摘でとどめていただだけませんか。

○川上委員

これは、二元代表制の下で厳格に取り扱うべきことであつて、議案提出者が、自分が何に基づいて、この議案を提出できるのかについて全く理解がなかったというふうに今思われているわけですよ。これについて市長が、議案提出に関してですよ、しかるべく謝罪をする、提案理由について述べる。この一連の責任の取り方をしなければ、それが無い限り、議案上程がまともかどうか、判断はしにくいですよ。そういう意味です。

○委員長

執行部に申し上げますが、今、川上委員からの指摘は的確な指摘だと思うんですね。謝罪云々というのは、ここはそういう場ではないので、しっかりと縦割りで、部局があるんですから、部長を中心に検討してください。今後、二度とないように。市長におかれましては、最終的には最高責任者ですからね、その旨、真摯に受け止めてください。

川上委員、再度お願いしますが、今日は指摘ということで。結論を求めます。（発言する者あり）部長、発言できます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:31

再開 10:42

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

次に、「議案の付託委員会」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議案の付託委員会について、説明いたします。

「令和6年 第4回市議会 定例会 議案一覧表」を御覧ください。

議案第93号は総務委員会に、94号は協働環境委員会に、95号は福祉文教委員会に、96号は協働環境委員会に、97号から104号までの8件は経済建設委員会に、105号及び106号は総務委員会に、107号から111号までの5件は福祉文教委員会に、112号は経済建設委員会に、113号は協働環境委員会に、114号及び115号は経済建設委員会に、116号は総務委員会に、117号は協働環境委員会に、それぞれ付託していただいております。

なお、議案第115号は一般会計補正予算の専決議案ですが、補正の内容が1委員会のみの所管となっておりますので、申合せに基づき、経済建設委員会への付託としております。

最後に、報告事項4件につきましては、最終日に報告、質疑としていただいております。

また、これにあわせる形で議案付託一覧表(案)も作成いたしております。

ご審議方、よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議案の付託委員会」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「会期及び会議予定」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

会期及び会議予定について、ご説明いたします。

「令和6年 第4回 飯塚市議会定例会 会期日程(案)」を御覧ください。

会期につきましては、11月29日から12月13日までの15日間を考慮しております。

次に、会議予定でございますが、本会議、委員会ともにそれぞれ会期日程(案)に記載のとおりと考えております。

なお、12月10日及び11日に開催されます委員会につきましては、三密を避けるため、これまでと同様に、議場と委員会室を使用して開催いたします。会議中のペットボトルの持ち込み等、感染防止策につきましては、引き続き実施していくこととしております。

以上、ご審議方、よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「会期日程及び会議予定」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」について、事務局に説明させます。

○議会議務局次長

案件に記載しておりますとおり、一般質問の通告締め切りにつきましては、11月22日、金曜日の午後5時までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案に対する質疑通告及び意見書案、請願につきましては、12月2日、月曜日、午後5時までに提出していただきますようお願いいたします。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「陳情の取り扱いについて」事務局に説明させます。

○議会議務局次長

提出されております陳情が2件ございます。

「陳情第16号 臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情」、及び「陳情第17号 焼却場建設に関する住民説明会開催に関する陳情」以上2件につきましては、そのデータをサイドブックスの本定例会のフォルダに掲載いたしますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「陳情の取り扱いについて」は、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:48

再 開 11:19

委員会を再開いたします。

「議会基本条例」についてご協議いただきます。

本件につきましては、「議員を対象とした意識調査」を実施したいと思っております。

お諮りいたします。委員会として、「議員意識調査」を実施することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、「議員意識調査」を実施することに決定いたしました。

「議会基本条例について」は、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にと

どめたいと思います。

次に、「請願第8号 市民と議員の定期的な意見交換会を求める請願」を議題といたします。  
お諮りいたします。本件を審査するに当たり、紹介議員として金子加代議員に出席を求め、説明を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、説明を受けることに決定いたしました。

紹介議員は紹介議員席にお着きください。

( 紹介議員 移動 )

先の委員会で、請願者へ確認を行うこととしておりました件について、補足説明を求めます。

○金子議員

先日、請願者に、この表題「市民と議員の定期的な意見交換会を求める請願」というタイトルとその内容について、訂正することについてどう考えるかということを確認しました。その結果、表題に関しても内容に関しても訂正はしないということでした。また、考え方としては、一番初めに申しましたとおり、表題に「市民と議員の定期的な」と書いてありますけども、この「議員」というのは、個人としての議員ではなく、組織としての「議会」という考え方で進めさせていただきたいという旨をおっしゃっておりました。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

紹介議員に対する質疑を終結いたします。

金子議員ありがとうございました。委員席に戻られて結構です。

次に、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

お諮りいたします。本件は慎重に審査するというところで、継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

最後に、次回の委員会は12月6日、金曜日の本会議終了後から開催いたしますので、よろしく願いいたします。

本日の審査は、すべて終了いたしましたので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。